

平成20年度第1回稚内市廃棄物減量等推進審議会開催結果(議事録)

1 日時

平成20年4月17日(木) 15:00~17:00

2 場所

稚内市役所5階 正庁

3 会議の概要

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 事業系ごみ・産廃系ごみの料金改正についての審議

審議に先駆けて、事務局より金属ごみ分別開始や、ラミネート看板のステーションへの設置など、ごみ処理施策に関する報告や、4月24日に、市議会民生文教常任委員会において、ごみ処理対策を報告する予定であることの報告があった。

以下に、質疑応答に関する発言内容を記載しますが、審議員が特定できないように委員名を伏せています。また、場合によっては発言の一部を削除しています事を予めご承知願います。

①事業系ごみ・産廃系ごみの料金改正について

事務局より、4月10日に行われた事業系・産廃系ごみ収集運搬事業者との事業系・産廃系ごみ処理に関する懇談会の概要についての説明があった。

【意見・質疑応答】

(A委員)

- 現状の市の処理料金が安いと考えられるので、事業系の処理料金を値上げするのは仕方がないにしても、どの程度上げていくかは難しいと思います。段階的な値上げの検討が必要だと思います。

(B委員)

- 家庭系ごみ・事業系ごみ・産業廃棄物における負担率の割合を設定する場合、他都市の状況は参考にしていますか？

⇒ (事務局)

- 他都市においても、負担率を設定している都市があります。その中から意見を聞いたところ、手数料・使用料に関して、「全額負担すべきだ」「大部分を負担すべきだ」など、区分割合が整理され、設定されています。一般ごみ処理の場合は自治体の責務なので、本来無料で実施するという考え方でしたが、分別・資源化等、ごみ処理の形態が大きく変わっていることもあり、大部分は公費で賄うが、一部は市民に負担してもらうという考え方に傾き、負担率を設定するようになってきているようです。また、事業系ごみや産業廃棄物は、排出者責任を考慮して、大部分を排出事業者負担してもらう考え方で設定し、産業廃棄物については、全額負担してもらうという考え方で設定しているようです。市ではまだ、明確な基準はありませんが、今後検討しなければいけない課題です。なお、大幅な料金改定を実施する場合、「上限改定率」を設定している都市もあります。その改定率の範囲内でしか上げることができないようにし、急激な負担を求めないようにしています。

⇒ (B委員)

- 最終答申を挙げる際には、この考え方に基づいて、段階的に上げるなどの緩和策を設けることが必要だと思います。余りにも急激に上げるのは無理があると思います。

⇒ (C委員)

- 市の処理料金が安すぎるという側面もありますが、急激に料金を上げていくのは大変だと思います。最終的に処理料金が上がるとしても、最初の段階では、ある程度緩やかに料金を上げていかないと、排出事業者にも納得してもらえないと思います。また、排出事業者の意見を聞く機会はないでしょうか？

⇒ (事務局)

- 排出事業者の意見を聞くことは重要だと思います。また、他都市では排出事業者に対してアンケートを行っているところもあります。

⇒ (D委員)

- 少なくとも、家庭系ごみの処理料金との整合性に見合った形で、事業系ごみの処理料金の負担割合を求めるべきだと思います。ただ、大幅な見直しとなった場合、現状の処理料金が安すぎて、緩和措置をとっても、処理料金が大きく上がる形になってしまうのが問題です。

⇒ (E委員)

- 事業者に負担を求める割合の基準を何に求めるかが問題です。経費で求めていくと負担割合が高くなってしまう恐れがあります。事業系・産廃系の処理料金について考えると、非常に難しく感じています。

⇒ (F委員)

- やはり段階的に上げていった方がよいと思います。家庭ごみとの整合性も重要ですが、排出事業者にとっては、急激に上げた場合の負担が非常に大きくなってしまいます。

⇒ (B委員)

- 基本的には段階的に上げて頂きたいと思います。

⇒ (事務局)

- 段階的な値上げを考える場合、猶予期間の段階では、単なる負担軽減の期間でなく、この期間にできるだけリサイクルしてもらおうなど、排出事業者が創意工夫するという考え方もあります。また、事業系ごみ処理料金は処分場に持ち込むときの処理料金なので、排出事業者がごみ処分場に持って行く量を、リサイクル等によって、できるだけ減らすことを考えるのが重要だと思います。

⇒ (D委員)

- 例えば、新ごみ処分場の埋立期間が当初予定している期間より長くなると、年間のコストが下がることも考えられます。ごみを減らせばごみ処理経費が圧縮され、将来的に負担が軽くなることを理解してもらうのが必要だと思います。

⇒ (E委員)

- ごみ処分場だけでなく、産業廃棄物のことについても考えるべきだと思います。また、極端に言えば、ごみが減ると有料化の必要がなくなるとも考えられます。

⇒ (事務局)

- ごみ処分場の面で考えると、埋立期間が10年より長くなると年間の経費も下がるので、事業系ごみの処理料金の低減を図ることもできると思います。また、基本的には一般のごみ処理は自治体の責務ですが、ごみ処理形態が大きく変わった結果、経費が予想以上に増えたため、一部負担してもらおうという考え方ですので、ごみが限りなく減ると、税金での負担も下がると思います。ただし、事業者に対しては、排出者責任を考えると、適正な処理料金を徴収するのが良いのではないかと考えられます。

(B委員)

- 例えばごみ処分場の運営期間で考えると、運営期間が長くなるほど1年間の経費が下がるということですね？

⇒ (事務局)

- 本来コストを求める時、建設費をその期間で割り、運営経費も加えて考えますので、運営期間の年数が長くなると、経費負担が下がると考えられます。また、家庭系ごみについては排出抑制効果を考慮するとともに、事業系ごみについては排出者責任を明確にして、妥当な負担割合を設定すべきだと考えます。ただ、予めごみ減量の見通しを考慮に入れて計算する方法もあります。

⇒ (D委員)

- ごみの量を減らすと負担が少なくなることを伝えることが必要だと思います。

⇒ (事務局)

- 逆にごみを減らさないと、負担が大きくなるともいえます。

(E委員)

- 市民に有料化について分かりやすく説明するには、有料化によって得た財源を環境などに活用するなど、市の構想をはっきり示したほうが良いと思います。

⇒ (事務局)

- 財源の活用は市の重要な施策ですので、この意見を活かして、今後環境保全対策などに有料化の財源を活用することが大事だと考えます。また、議会との打合せの中でも環境やごみ処理施策に対する意見も出ており、有料化の財源を環境やごみ処理施策に活かすことも重要だと思います。

⇒ (E委員)

- 負担したお金が、将来的にどの様に活用されるかを明確に示すと、理解してくれると思います。

(中陳会長)

- 最終答申に向けてまとめていきたいと思いますが、事業系ごみと産業廃棄物の処理料金の見直しについては非常に難しく感じています。これまでの経過をまとめますと、まず第一に、

- ①家庭系ごみの減量化をすすめること
- ②循環型社会に貢献できるごみ処理システムを築くこと
- ③排出者負担の公平性を求めること
- ④循環型社会や環境対策に財源を有効活用すること

以上の4点を考えることが必要です。

具体的に見直しについて考えると、まず見直しの実施時期については、「できるだけ早

期に実施したほうが良い」とすべきか、また、「時期を具体的に示すか」を考える必要があります。

次に見直しの範囲については、家庭系ごみ有料化を実施する場合、「同時に事業系ごみ・産業廃棄物の処理料金も見直すべきだ」と言えます。

また、負担率を設けるべきかを考えることも必要だと思います。ただ、負担率を設けても大幅な見直しが見込まれることから、経済情勢を考えると緩和措置を設けなければ難しいという側面があります。

処理料金については、「処理料金の金額を具体的に出すべき」か、又は「コストに見合う負担や緩和措置を設けて急激な負担増にならないように」という表現にすべきかを考える必要があります。なお、「緩和措置の期間はリサイクルを推進させるための期間だ」とも考えられます。

また、「ごみを減量することにより負担が減ることを答申に盛り込むべき」かを考える必要があります。

市への要望としては、「事業者に対して、ごみ減量に対する情報提供や訪問講座などを実施すべきだ」ということを盛り込むべきかを考えることが必要です。付帯意見をどのように盛り込むべきかを考えることは非常に重要だと考えます。

最後に、これまで重量の範囲を 100kg 単位で示していましたが、10kg 単位で考えていくことも必要ではないかと考えています。

これらの事項をまとめて答申を出したいと考えておりますが、いかがでしょうか？

⇒ (審議委員)

○ 異議なし

⇒ (中陳会長)

○ それでは、次回の審議会には私の試案を示したいと思います。また、できるだけ具体的な数字を示していきたいと考えております。よろしいでしょうか？

⇒ (審議委員)

○ 異議なし

(B委員)

○ 最後に、最近のテレビ番組で、日本のリサイクル事情について取り上げていましたが、中国などに売る量が増え、日本のリサイクル業者の経営が非常に厳しくなったと伝えられていました。日本のリサイクル事業は、もっとしっかりするべきだと感じました。

⇒ (事務局)

● 本来、資源物は国内の指定法人に委託し、処理してもらう流れなのですが、海外では高い料金を売却できるので、財政難に苦しむ自治体は背に腹を変えられず、指定法人ではなく中国への売却が増えてきています。稚内市では指定法人に委託して、きちんと処理してもらっています。

(4) 今後の審議会の開催について

・次回は4月25日に開催することを確認。なお、次回の審議会では、これまでの審議会での議論を踏まえて会長私案を作成し、その内容についての審議を行っていく。

(5) その他

(6) 閉 会